石川県有施設への広告掲載に係る一般競争入札案内書

（令和８年１２月実施）

令和８年11月20日

石川県総務部財政課

目　　次

１　石川県有施設への広告掲載に係る一般競争入札説明書　--------１頁
２　入札心得書　--------４頁
３　石川県有施設への広告掲載に係る仕様書　--------６頁
４　各種様式等　------１３頁
・一般競争入札参加申込書　（別記様式１）
・入札書　（別記様式２）
・委任状　（別記様式３）
５　広告掲載契約書　------１６頁
・県有施設広告掲載確認書（様式）
６　石川県広告事業要綱及び石川県広告事業掲載基準　------２３頁

＜お問合わせ先＞
・入札事務を執行・総轄する機関
〒920-8580
石川県金沢市鞍月１丁目１番地
石川県総務部財政課　資金資産活用室
電話　(076)225-1256（直通）
Fax　(076)225-1258
電子メール　zaisei@pref.ishikawa.lg.jp
・各施設を所管する機関
石川県有施設への広告掲載に係る仕様書に記載

※　本案内書に綴じ込みの入札参加申込書等の様式は、石川県ホームページからもダウンロードできます。（下記ＵＲＬ）
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/koukoku/keisai.html

石川県有施設への広告掲載に係る一般競争入札説明書

この入札説明書は、令和９年度石川県有施設への広告掲載に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いします。

１　広告を掲載することができる施設及び掲載期間

（１）施設

施設名	掲載箇所
石川県運転免許センター	１階　正面玄関風除口
	１階　運転免許更新等ロビー
	１階　適性検査コーナー
	２階　運転免許試験フロア

なお、詳細は石川県有施設への広告掲載に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおりです。

（２）掲載期間

令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日まで（５年間）

２　入札方法

上記の県有施設を入札に付するものとします。

３　入札及び開札を行う日時及び場所

（１）　日時

令和８年 12 月 22 日（火）午後 1 時 30 分（入札後即時開札とする）

（２）　場所

金沢市鞍月１丁目１番地　石川県庁行政庁舎６階　603 会議室

４　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成９年石川県告示第 581 号）に基づき、令和 7 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

（３）指名停止措置を受けていない者であること。

（４）石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア　役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第２条第３号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5　入札の申込み

（1）申込方法及び申込期間等

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込みは、持参又は郵送によるものとし、申込先及び申込期間は次のとおりとします。なお、郵送の場合は簡易書留とし、かつ、「広告事業入札参加申込書」と明記してください。

申込先　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地

石川県総務部財政課資金資産活用室

申込期間　令和８年 11 月 20 日（金）から令和８年 12 月 16 日（水）午後５時まで

（2）必要な書類

一般競争入札参加申込書（別記様式１）

6　入札価格

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業務者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

7　入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

8　入札日の持参品等

（1）入札書（別記様式２）

再度入札のための予備の入札書もご持参下さい。

（2）委任状（別記様式３）

競争入札参加者資格を有する者として登録されている代表者又は代理人以外のお名前及び印で入札される場合は、委任状が必要です。

（3）筆記用具

（4）身分証明書（運転免許証等、本人または委任を受けた方と証明できるもの）

9　入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

10　落札者の決定方法等

（1）落札者は、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

（2）入札金額が予定価格に達しなかったときは、直ちに、再度の入札を行います。

11　契約の締結

（1） 契約書は別添のとおりとし、落札者は、落札決定の日から５日以内（入札日を算入し県の休日を除く。）に契約を締結しなければなりません。

（2）契約書（県保管用のもの１通）に貼付する収入印紙代など契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担になります。

12　入札又は開札の取り消し又は延期による損害

天災その他のやむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争性の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがあります。この場合において、入札又は開札の取り消し又は延期による損害は、入札者の負担とします。

13　落札結果等の公表について

落札結果や契約内容については、契約締結後に公表することがあります。

14　その他

（1）入札者が本件入札に関して要した費用は、すべて入札者の負担とします。

（2）この入札案内書に定めのない事項については、すべて地方自治法、同法施行令、石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号)、石川県広告事業要綱及び石川県広告事業掲載基準の定めるところによります。

入札心得書

第１条　入札参加者は、「石川県有施設への広告掲載に係る一般競争入札説明書」、「石川県有施設への広告掲載に係る仕様書」、契約書案、石川県広告事業要綱及び石川県広告事業掲載基準（以下、「入札説明書等」とする。）を熟読のうえ入札して下さい。

２　入札説明書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができます。

第２条　入札参加者は、入札に関し県の担当職員の指示に従って下さい。

第３条　入札者は、「入札書（別記様式２）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。

２　記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印（印鑑証明書の印）を押さなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

３　入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式３）」を提出して下さい。

４　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

５　入札参加者は、入札に参加する者に必要な資格を有しない者を入札の代理人とすることはできません。

第４条　入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第５条　次の各号に該当する入札書は、無効とします。

（１）入札参加資格を有しない者がした入札書

（２）入札参加申込みをしなかった者がした入札書

（３）当該入札に対する同一人の２以上の入札書

（４）記名押印のない、又は判然としない入札書

（５）入札金額その他の必要事項の記載がない入札書

（６）入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

（７）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書

（８）当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札書

（９）委任状を持参しない代理人のした入札書

(10) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書

(11)「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書

(12) 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札書

(13) 郵送による入札書

(14) その他入札に関する条件に違反した入札書

第６条　入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

第７条　開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者全員が立会の上行います。
２　入札者は特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札、開札中は、入札場を退場することができません。

第８条　入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第９条　開札をした場合において、各人の入札金額が予定価格に達しなかったときは、直ちに再度の入札を行うものとします。
２　第５条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできません。

第 10 条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。
２　前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第 11 条　入札をした者は、入札後、入札案内書についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

石川県有施設への広告掲載に係る仕様書

施設名	掲載箇所
石川県運転免許センター	１階　正面玄関風除口
	１階　運転免許更新等ロビー
	１階　適性検査コーナー
	２階　運転免許試験フロア

【共通事項】
・広告物の掲載及び撤去に係る費用は、広告取扱事業者の負担とする。

「石川県運転免許センター」の広告掲載仕様書

1　媒体の概要

施設の名称	石川県運転免許センター
利用目的	運転免許の更新、試験の受験、講習の受講
所在地	金沢市東蚊爪町２丁目１番地
開館日、時間	午前８時 30 分～午後５時 15 分（土曜日・祝日・年末年始を除く。）
利用者数	（R7 実績）　約 165,000 人
主な利用者	運転免許更新者、試験受験者、講習受講者
備考	

2　広告掲載期間、方法及び設置箇所（別紙参照）

広告掲載期間	令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日（５年間）
広告掲載方法	・広告取扱事業者がデジタルサイネージ（モニター付広告掲示板）及び壁面広告板を設置し、当該デジタルサイネージ等に広告を掲載 ・当該広告とは別に、県の広告（行政情報）も掲載。なお、両広告の掲載は同時に行えるものとする。
設置箇所 （使用許可範囲）	〈デジタルサイネージ〉 ①　１階　正面玄関風除口　横 100cm×奥行き 70cm×高さ 200cm 以内 （自立式） ②　１階　運転免許更新等ロビー　横 100cm×奥行き 70cm×高さ 200cm 以内 （自立式） ③　１階　適性検査コーナー　縦 80cm×横 260cm×奥行き 30cm 以内 （壁面固定） 〈壁面広告板〉 ④　２階　運転免許試験フロア　縦 130cm×横 750cm×奥行き 6cm 以内 （壁面固定）

3　広告取扱事業者が設置する機器（デジタルサイネージ・壁面広告板）

共通事項	〈機器の規格要件〉 ・　庁舎施設に負担の少ない方法で固定できること。また、災害時の避難誘導や施設の業務上やむを得ない場合等には移動できること。 ・　デザインは、掲示板を設置する施設の周辺環境及び利用者に配慮したものにすること。 ・　電気を使用する場合、あらかじめ機器の設置が施設の業務用機器や照明等に影響を与えることがないよう、設置前に施設の電源設備について調査の上、機器毎に必要な電源設備の敷設等を実施すること。 ・　電源の ON/OFF は、機器の自動制御により行うこととし、電源を ON にする時間帯は、開庁日の午前７時 30 分から午後５時までとする。また、電気料金は広告取扱事業者の負担とする。 ・　特別な理由がある場合を除き、本契約に基づき設置した機器が電気を使用する場合は、その使用量を計る専用メーターを設置すること。 ・　広告取扱事業者が負担する電気料金は、施設における基本料金を含めた電気料の総請求額を元に、施設全体の電気使用量に占める広告取扱事業者の電気使用量から割り返して算出する。 ・　省エネ・環境に配慮する機器を使用すること。

	〈運用・保守〉 ・　機器は、常に正常な状態で使用できるように広告取扱事業者の責任において維持管理を行うこと。 ・　施設職員から運用・保守に関する助言・指導を受けた場合は、広告取扱事業者の経費負担により、速やかに従うこと。 ・　機器の盗難、毀損、転倒、機器の障害、電源設備の異常等、機器に関するトラブルが発生した場合は、その発生理由にかかわらず、広告取扱事業者の負担により迅速に対応すること。この際、県の責任によることが明らかな場合を除き、広告取扱事業者が一切の責任を負うこと。 ・　機器の設置により、施設の業務、施設又は来庁者等の第三者に損害を与えた場合は、広告取扱事業者の責任と負担により、速やかに補償等の措置を行うこと。 〈安全対策等〉 ・　地震等の際の転倒等防止策を講じること。 ・　壁面広告板本体枠の角が鋭利とならないよう加工すること。 〈その他〉 ・　機器の設置、搬出入、電源設備の敷設等に関する一切の費用は広告取扱事業者の負担とする。 ・　機器の設置、設定等の作業場所は石川県警察本部運転免許課等において提供するが、作業時間は原則、月曜日から金曜日（祝日、休日は除く。）の 15 時以降とし、施設の業務に支障を与えることのないよう配慮すること。 ・　搬出入及び設定作業については、石川県警察本部運転免許課の担当者と事前に調整すること。 ・　契約期間終了時は、広告取扱事業者の負担により、設置機器の撤去及び機器撤去後の床、壁等の補修を確実に行うこと。
個別事項 （デジタルサイネージ 設置箇所①②③）	〈機器の規格要件〉 ・　設置箇所①、②のモニターの位置は、床から２ｍ以下とし、かつ、機器の床への垂直投影面積が、使用許可範囲を超えないこと。 ・　設置箇所③について、電材ボックス等を別に設置する必要がある場合は、設置場所を協議の上決定し、行政財産使用許可を受けること。 〈広告内容〉 デジタルサイネージに掲載する広告は、当該広告事業及び県の広告に限るものとし、以下のとおりとする。 ・　①、②の広告用モニターは、43 インチ程度のモニターとすること。 ・　③の広告用モニターは、55 インチ程度のモニターとすること。 ・　動画及び静止画表示機能を有し、設置場所に応じて音量の調節ができること。 ・　県の広告の内容は、免許手続き情報、行政情報等とし、行政運営上の理由で情報の追加・変更が必要な場合は、適宜、情報更新を行うこと（ただし、１か月あたり４回(複数台の情報更新を同時に行う場合も１回と見なす。)を限度とする。)。 ・　設置箇所別に個別の内容を設定できること。 ・　県の広告は、原則として広告取扱事業者が作成及び掲載し、その費用は広告取扱事業者が負担すること。また、施設の職員においても、モニターの表示内容を作成・編集できるよう、必要な機材等を施設内の指定場所へ設置す

	ること。 ・　時間帯に応じて必要な情報を表示可能なタイムスケジュール機能を有すること。
個別事項 （壁面広告板 設置箇所④）	〈広告内容〉 ・　壁面広告板に掲載する広告は、当該広告事業及び県の広告に限るものとする。 ・　壁面広告板は、掲載スペースに余剰が生じた場合で、広告取扱事業者が認めた場合に限り、県の広告を掲載できることとする。 ・　県の広告は、原則として広告取扱事業者が作成及び掲載し、その費用は広告取扱事業者が負担すること（ただし、広告事業者による情報更新は年に１回を限度とする)。

4　注意事項等

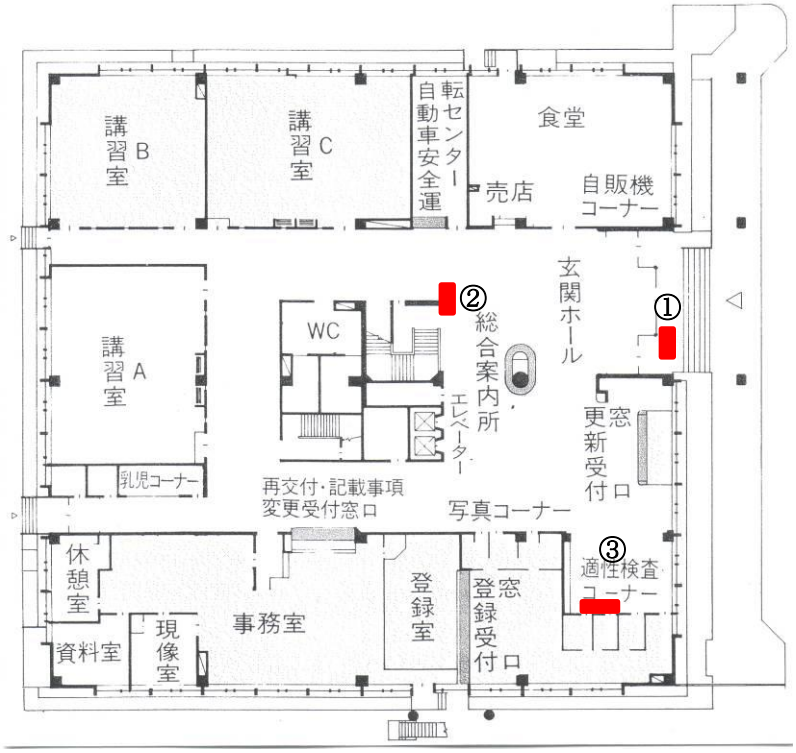
広告内容に関する制限事項	・石川県広告事業掲載基準（第２条、第４条関係）を遵守すること。 ・社会通念上不適切なものは避けること。
契約後の日程	・　広告主及び広告内容が決定次第、制限事項に反していないことを判断するために必要な事項（広告主の概要、業務内容や掲載する商品、サービス等）を、県に報告すること。 ・　掲載開始日から起算して 10 日前までに、広告原稿をＥメールで県に提出すること。提出後、原稿を修正する必要が生じた場合は、県と協議の上、速やかにその作業を行うこと。
その他	・　広告取扱事業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。 ・　本仕様書に明記されていない事項及び記載されていない事項については、双方協議の上、決定する。

◆ **連絡先**

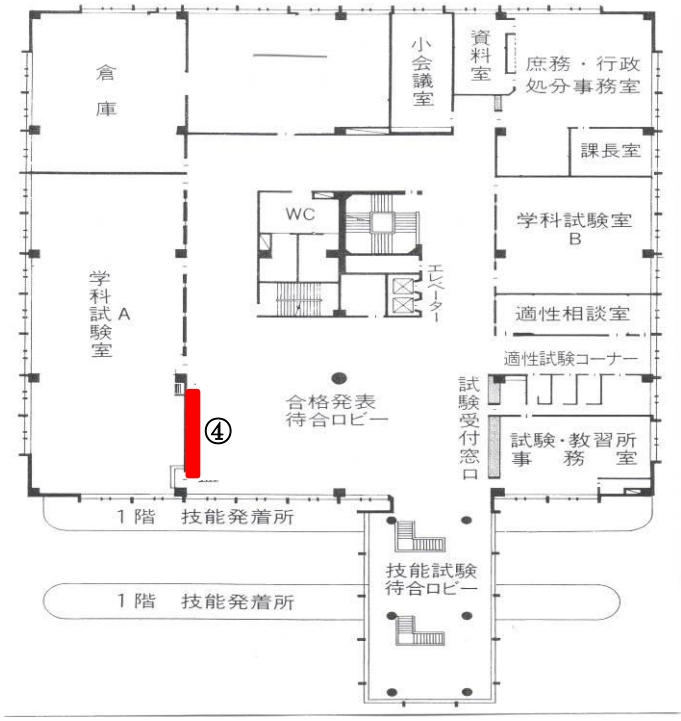
所属　　石川県警察本部　交通部　運転免許課
所在地　　〒920-0209　石川県金沢市東蚊爪町２丁目１番地
連絡先　　電話番号　076-238-5901　／　ＦＡＸ　076-237-2793
電子メール　e740700@pref.ishikawa.lg.jp

広告掲載箇所の位置図

１階　平面図



２階　平面図

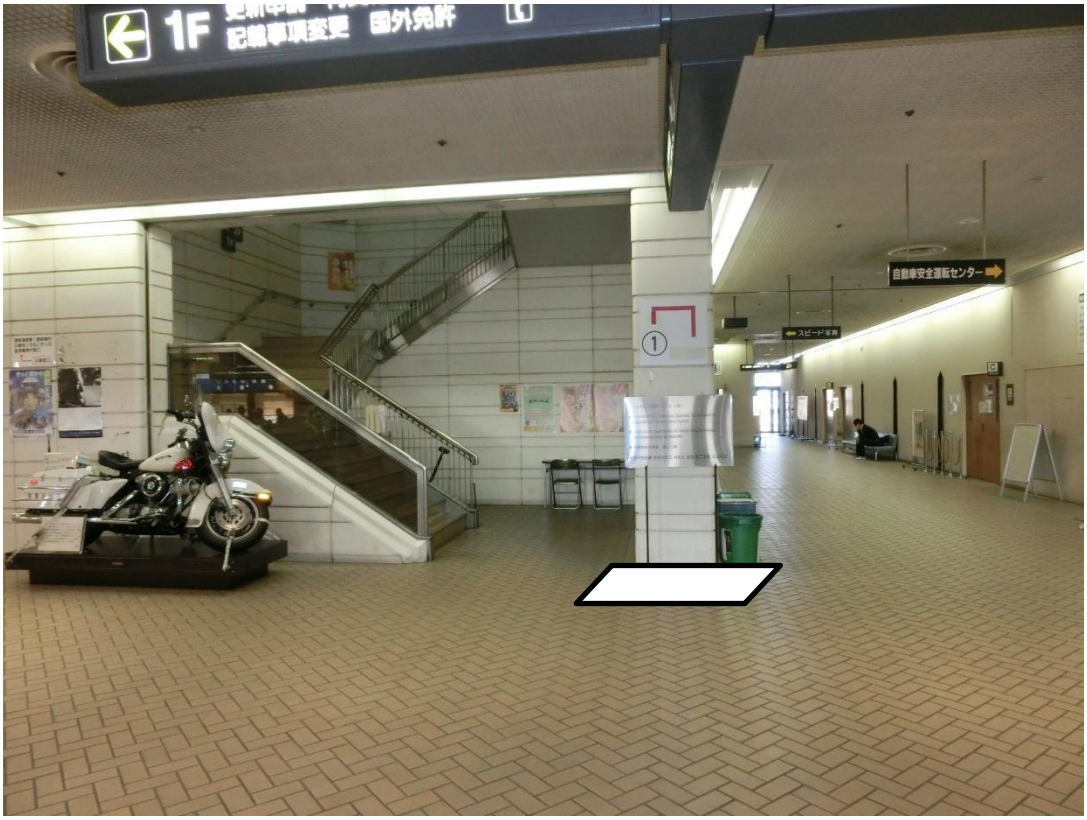


広告掲載箇所の写真

①　　１階　正面玄関風除口（自立式）



②　１階　運転免許更新等ロビー（自立式）



③　１階　適性検査コーナー（壁面固定）



④　２階　運転免許試験フロア（壁面固定）



（別記様式１）

令和　　年　　月　　日

一般競争入札参加申込書

石川県知事　山野　之義　様

所　在　地

名　　称

代表者職氏名

石川県有施設への広告掲載に係る一般競争入札について、参加申込みします。
※　本申込書を提出した後に参加を辞退される場合は、ご一報願います。

１　入札に参加する県有施設

施設名	掲載箇所
石川県運転免許センター	１階　正面玄関風除口
	１階　運転免許更新等ロビー
	１階　適性検査コーナー
	２階　運転免許試験フロア

２　連絡先

部署・役職名	
フリガナ	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

（別記様式２）

入　札　書

令和　　年　　月　　日

石川県知事　山野　之義　様

所　在　地

名　　称

代表者職氏名　　印

※代理人の場合は、委任状の印鑑を使用してください。

石川県有施設への広告掲載に係る一般競争入札について、入札案内書を承諾のうえ、下記のとおり入札します。

記

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

・ 金額の頭に「￥」を記入してください。
・ 上記金額には、消費税及び地方消費税は含みません。

○　入札する県有施設

施設名	掲載箇所
石川県運転免許センター	１階　正面玄関風除口
	１階　運転免許更新等ロビー
	１階　適性検査コーナー
	２階　運転免許試験フロア

（別紙様式３）

委　任　状

代理人　住所

　　氏名

代理人使用印

　私は、上記の者を代理人と認め、下記の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

石川県有施設への広告掲載に係る一般競争入札

○次の県有施設における広告代理店を決定するための一般競争入札に関する一切の権限

施設名	掲載箇所
石川県運転免許センター	１階　正面玄関風除口
	１階　運転免許更新等ロビー
	１階　適性検査コーナー
	２階　運転免許試験フロア

令和　　年　　月　　日

石川県知事　山野　之義　様

委任者

所　在　地

名　　称

代表者職氏名　　印

収入
印紙

広 告 掲 載 契 約 書

1　契約の名称　　石川県有施設への広告掲載に係る契約

2　契約期間　　契約締結日から令和14年３月31日まで
（広告掲載期間は令和８年４月１日から令和13年３月31日まで）

3　契約金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（うち消費税及び地方消費税額　￥　　）

4　契約保証金　　免除

石川県（以下「甲」という。）と○○○（以下「乙」という。）は、甲が所有する○○○○○（以下「施設」という。）に乙が広告を掲載することについて次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年12月　　日

甲　　石　川　県

石川県知事　　山　野　之　義

乙　　所　在　地

名　　称

代表者職氏名

本契約に基づき、乙が施設に掲載できる広告の規格、内容及び掲載方法については、「石川県広告事業要綱」及び「石川県広告事業掲載基準」（以下「要綱等」という。）並びに石川県有施設への広告掲載に係る仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

（広告の作成）

第１条　乙は自らの責任及び負担で広告を作成するものとする。

２　乙は作成した広告原稿を、当該広告を掲載しようとする日から起算して10日前までに甲に提出し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を得なければならない。

３　乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

４　乙が前二項に掲げることを行わない場合には、乙は広告を掲載できないものとする。

５　乙は、本契約の履行に関して、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（広告の掲載及び撤去等）

第２条　施設における広告の掲載及び撤去は、乙が行うものとし、甲はこれを確認するものとする。

２　乙は広告を撤去した際は、施設の該当箇所を広告が掲載される以前の状態に回復させなければならない。

３　広告の掲載及び撤去に係る全ての費用は乙が負担するものとする。

４　第１項の掲載及び撤去は、施設が開館している時間内に行うものとし、乙はあらかじめその日時について、甲と協議し、甲の承認を得なければならない。

５　第１項の掲載及び撤去は、施設の利用を妨げることのないよう配慮して行わなければならない。

６　契約期間の最終日を過ぎても乙の掲示した広告が施設に掲載されている場合には、甲が当該広告を撤去できるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（広告の維持管理）

第３条　掲載中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

（広告内容の変更）

第４条　乙は掲載中の広告の内容等をあらかじめ甲の承諾を得て、随時変更することができる。

２　前項の場合においては、第１条第２項及び第３項並びに第４項の規定を準用する。この場合において、「掲載」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

（広告掲載箇所及び期間の選択）

第５条　前条までの規定は乙に施設の広告掲載箇所又は掲載期間において広告の掲載を義務付けるものではなく、乙は自らの意思により、広告掲載しようとする広告掲載箇所及び期間を選択できるものとする。

２　乙の意思により広告を掲載しない広告掲載箇所が生じた場合、又は広告が掲載されない期間がある場合も、広告掲載料は減額しないものとする。

3　乙は甲の指示に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を行わなければならない。

（広告掲載料）

第６条　乙は、広告掲載料を、次に掲げるとおり納付するものとする。

年度	納付金額
令和９年度	
令和10年度	
令和11年度	
令和12年度	
令和13年度	

2　前項に掲げる広告掲載料について、乙は、当該年度分全額を、甲が発行する納入通知書により、４月30日までに支払うものとする。

なお、納期の末日が日曜日及び土曜日の場合その直近の金曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合その前日とする。

3　前項に定める内容を履行しない場合は、施設の広告掲載箇所に甲が指定する内容を掲載することができるものとする。

4　乙が施設へ広告を掲載する意思があるにもかかわらず、広告を掲載しなかった場合その他乙の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、乙は、甲に対し、広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

5　乙が施設へ広告を掲載する意思があるにもかかわらず、甲の責めに帰すべき事由により広告を掲載できなかったときは、甲に対し、施設へ広告が掲載されなかった期間を日割り計算して算定した金額に係る広告掲載料の減額を、甲乙協議の上、請求することができる。

（広告掲載確認書）

第７条　甲は、施設について、広告掲載時に、施設広告掲載確認書を作成し、乙に送付するものとする。

（行政財産の使用許可に係る使用料）

第８条　広告掲載に当たっては、事前に乙は広告を掲載しようとする施設について、甲より行政財産の使用許可を受けなければならない。

2　前項の使用許可を受けた場合は、乙は頭書の金額の広告掲載料とは別に、甲が使用許可の対価として定める使用料を、甲が発行する納入通知書により、甲が定める期限までに支払うものとする。

3　前二項に定める内容を履行しない場合は、乙は広告を掲載することができない。

（仕様書の変更）

第９条　甲は、必要があると認めるときは甲乙協議の上、仕様書の内容を変更することができる。

2　乙は、仕様書の不備、不測の支障の発生、その他正当な理由があるときは、理由を記した書面により、甲に対し仕様書の変更を協議できるものとする。

（著作権等）

第10条　乙は、広告作成に際して、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（支払遅延）

第11条　乙は、広告掲載料を甲が定める期限までに支払わなかったときは、当該広告掲載料について、遅延日数に応じ年３％に相当する額を、延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

２　甲は、乙が広告掲載料を甲が定める期日までに支払わなかったときは、乙が当該広告掲載料を納入するまでの間、この契約に基づく広告の掲載を認めない、又は取り消すことができる。この場合において、乙は広告掲載料の減額請求、損害賠償請求その他の一切の請求を行うことができない。

（契約の解除）

第12条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

(2) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

(3) 広告掲載料を、その納入期限後１ヶ月以上を経過しても納入しないとき。

(4) 乙が破産の申し立て、更正手続き開始の申し立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が不健全となり、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(5) 乙又は広告主に重大な社会的信用失墜行為があるとき。

(6) 乙が石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団又は以下に該当する者であることが判明したとき。

ア　役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。)が、条例第２条第３号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

イ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したことがある者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 前号のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき。

２　前項の規定により甲がこの契約を解除した場合においては、乙は、甲に対して損害賠償請求その他一切の請求を行うことができない。

（乙の解除権）

第13条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとし、このために甲に損害が生じてもその責任を負わないものとする。

(1) 仕様の大幅変更により、契約の目的を達成することができないとき。
(2) 甲の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

（損害賠償）
第14条　乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証するものとする。
2　乙が作成した広告を掲載したことにより、甲が第三者から損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においてはその限りではない。
3　乙は、乙が作成した広告が法令等に違反し、又は第三者の権利を侵害していることを理由として甲に損害又は損失が発生した場合においては、当該損害又は損失を補償しなければならない。
4　甲は、乙が作成した広告を掲載したことにより乙に損害が発生した場合でも、乙に対して一切の責任を負わないものとする。

（秘密の保持）
第15条　乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。
2　前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

（権利義務の譲渡等）
第16条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（契約の費用）
第17条　この契約の締結及び解除に関する一切の費用は、乙の負担とする。

（広告内容等の修正）
第18条　甲は、広告の内容、デザイン等が各種法令や要綱等及び仕様書に違反していると判断したときは、乙に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告掲載の取消し）
第19条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙への催告その他何らの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
(1) 広告主、広告内容、デザイン等が、各種法令や要綱等及び仕様書に違反しているとき。
(2) 第11条第２項に該当するとき。
(3) 施設の広告掲載箇所を公用又は公共用に供するために必要であると甲が認めたとき。
(4) その他、広告掲載が適切でないと甲が判断したとき。
2　前項第３号に定める場合において、甲が当該施設の広告掲載を取り消したときは、当該広告掲載箇所の広告掲載料について日割り計算により算定した金額を乙に返還するものとする。
3　第１項第１号、第２号及び第４号の規定により、甲が施設の広告の掲載を取り消した場合は広告掲載料は減額又は返還しない。

（広告掲載の取り下げ）

第20条　乙は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

２　前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、乙は書面により事前に甲に申し出なければならない。

３　広告掲載を取り下げた場合、広告掲載料は減額又は返還しない。

（裁判管轄）

第21条　この契約に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、金沢地方裁判所で行うものとする。

（事故発生の報告）

第22条　乙は掲載広告の広告主が関わる事故その他契約の履行に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

２　乙は、広告の掲載及び撤去の際、施設を毀損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従い、乙の負担により復旧するものとする。

（その他）

第 23 条　この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

（契約書第７条関係）

施設広告掲載確認書（様式）

施設及び 掲載箇所名	○○○○
次のとおり広告が掲載されていることを確認しました。 令和○○年○月○日（○）○○○課　○○　○○	
広告掲載画像 日付入り写真添付	
備考	

石川県広告事業要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、県が保有する資産（県の発行する印刷物、県のホームページ等含む。以下、「県有資産」という。）を有効活用し、民間事業者その他の事業者（以下、「事業者」という）の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　広告事業は、県有資産の有効活用を図るほか、県の新たな財源を確保し、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　広告

事業者により、その事業活動のため常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものをいう。

（２）　広告媒体

施設（設備等を含む。以下において同じ）、刊行物その他の広告を掲載することができる県有資産をいう。

（３）広告主

広告掲載を希望する事業者をいう。

（４）広告取扱事業者

広告主の募集や広告の作成等を行う広告代理店をいう。

（広告事業の範囲）

第４条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告事業の対象外とする。

（１）　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

（２）　人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

（３）　政治性のあるもの

（４）　宗教性のあるもの

（５）　社会的な問題についての主義主張にあたるもの

（６）　公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

（７）　前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、その他広告として表示することが適当でないと認められるもの

２　前項に定めるもののほか、広告事業の対象範囲に係る基準については、別に定める。

（広告取扱事業者の募集方法等）

第５条　広告取扱事業者の募集方法、選定方法等については、広告の媒体ごとに別に定める。

（広告掲載料）

第６条　広告掲載料は、類似の取引事例を勘案のうえ、広告取扱事業者の募集開始前に定めるものとする。ただし、募集開始前に広告掲載料を定めることが適当でないと認められる方法により募集する場合はこの限りではない。

（広告掲載の申込等）
第７条　広告主は、広告取扱事業者に広告の掲載を申し込むものとする。
２　広告は、広告取扱事業者が第４条の規定に基づき作成する。
３　広告主は、広告取扱事業者が定める手続に従い、広告取扱事業者に広告料を支払うものとする。

（審査機関）
第８条　広告掲載の可否を審査するため、広告事業審査会（以下、「審査会」という）を設置する。
２　審査会の委員長は、資産活用室長を、委員は資産活用室次長及び総務課長をもってあてる。ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。
３　委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（審査会の会議）
第９条　審査会の会議は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。
２　審査会の会議は、委員長がその議長となる。
３　審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
４　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
５　委員長は、広告等を掲載するそれぞれの県資産を所管する所属の長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
６　委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
７　委員長は、その審議事項が緊急を要するため審査会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回り決裁により当該審議事項を決定することができる。

（審査会の庶務）
第 10 条　審査会の庶務は、総務部財政課資金資産活用室において処理する。

（広告に関する責任）
第 11 条　表示した広告に関する責任は、広告主又は広告取扱事業者（以下、「広告主等」という。）が負う。
２　広告に虚偽があることが判明した場合は、広告の表示の中止等適切な措置をとるものとし、これに伴い生じる経費は広告主等が負担する。
３　広告主等は、広告に関わる財産権の権利についての手続きを完了し、広告内容等について第三者の権利を侵害しないものとする。
４　第三者から、広告の表示に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決しなければならないものとする。

附　則
この要綱は、平成１９年３月１５日から施行する。
この要綱は、平成２２年４月　６日から施行する。
この要綱は、平成２３年４月　１日から施行する。
この要綱は、令和２年１２月１８日から施行する。
この要綱は、令和８年　４月　８日から施行する。

石川県広告事業掲載基準

（趣旨）

第１条　この基準は、石川県広告事業要綱（以下「要綱」という。）第４条第２項に規定する広告事業の対象範囲に係る基準を定めるものとする。

（業種又は事業者）

第２条　次の業種又は事業者の広告は掲載しない。なお、広告を掲載中であっても、次の業種又は事業者に該当するに至った場合も同様とする。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に該当するもの

（２）ギャンブルに係るもの（宝くじ、競馬に係るものを除く）

（３）消費者金融に係るもの

（４）法律の定めのない医療類似行為を行うもの

（５）民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの

（６）県の指名停止措置を受けているもの

（７）石川県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団及び同条第３号に規定する暴力団員であると認められるもの

（８）その他、広告を表示する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（選定順位）

第３条　広告主を選定する場合、県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するものを優先し、表示するものとする。

２　前項の規定のほか、掲載希望期間が長いもの等広告媒体毎に優先すべき事項を定めることができる。

３　前２項の規定によっても、枠数を超えるときは、抽選により決定する。

（掲載基準）

第４条　広告掲載の基準は、次のとおりとする。なお、県は必要に応じ広告内容の修正・削除等を、広告主または広告取扱事業者（以下「広告主等」という。）に依頼できるものとする。広告主等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

（１）次のいずれかに該当する内容の広告は掲載しない。

①　法令等により製造、販売、提供等をすることができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として表示することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの

②　比較広告に該当するもの（二重価格表示があるもの、第三者が推奨又は保証する記述があるものを含む。）

③　懸賞広告及びクーポン付き広告に該当するもの

④　第三者の著作権、財産権、プライバシーなどを侵害するおそれがあるもの

⑤　公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの

⑥　非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれがあるもの

⑦　事実と異なる内容を含むもの

⑧　国内世論が大きく分かれているもの

⑨　水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で表示に必然性がないもの

⑩　次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの

ア　性的感情を著しく刺激するもの

イ　犯罪を誘発するもの又はその恐れがあるもの

ウ　粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれがあるもの

⑪　美観風致を害するもの又はそのおそれがあるもの

⑫　内容又は責任の所在が不明確なもの

⑬　その他、広告として掲載することが適当でないと認められるもの

（２）消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含む広告は掲載しない。

①　実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）

②　射幸心をあおる表示

③　その他、消費者に誤認されるおそれのある表示

（対象範囲の特例）

第５条　この基準に定めるほか、行政目的に支障があるなどの理由により、広告掲載に関する制限等について、別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成１９年３月１５日から施行する。

附 則

この基準は、平成２３年４月　１日から施行する。

附 則

１　この基準は、平成２３年１２月２０日から施行する。

２　この基準の施行前に県との間で締結された契約については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成２４年１２月１８日から施行する。

附 則

この基準は、令和２年１２月１８日から施行する。